

第6回太子町農業委員会総会議事録

令和6年6月

太子町農業委員会

議 事 録

開催日時 令和 6 年 6 月 21 日（金）午前 9 時 30 分

開催場所 太子町役場行政棟 3 階ホール

出席委員 農業委員（14 名）

- 1 番委員 赤松 光男
- 2 番委員 前田 俊春
- 3 番委員 新 多恵
- 4 番委員 大西 正美
- 5 番委員 山田 幸雄
- 6 番委員 森川 徹夫
- 7 番委員 塚本 芳文
- 8 番委員 朝生 憲敏
- 9 番委員 倉橋 輝明
- 10 番委員 塚原 栄一
- 11 番委員 檜皮 由美
- 12 番委員 長谷川 秀人
- 13 番委員 松本 雅邦
- 14 番委員 廣岡 正義

農地利用最適化推進委員（6 名）

- 北川 智一
- 首藤 俊彦
- 八木 正実
- 佐々木 茂美
- 菅原 清隆
- 森川 明久

欠席委員 農地利用最適化推進委員（1 名）

- 玉田 隆良

農業委員会事務局職員

- 事務局長 栗岡 秀成
- 事務局員 横田 大輔
- 事務局員 藤澤 寛将

事務局 定刻になりましたので、第6回太子町農業委員会定例総会を開始します。

議長 本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまの出席委員は、農業委員14名、推進委員6名です。太子町農業委員会会議規則第6条に定められている定足数に達しておりますので、会議は成立していることを宣言します。それでは、これより第6回農業委員会総会を開会します。

議長 議事録署名委員については太子町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、12番長谷川秀人委員及び13番松本雅邦委員を指名します。

議長 今月の報告事項は3件となります。報告内容につきましては、今月開催しました各地区別農業委員会にて事務局より説明を受けておりますので、本日は割愛します。

議長 それでは審議事項に入ります。本日の審議案件は、3条申請1件、5条申請が1件となります。

議長 まず、3条申請について審議します。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：45、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法3条申請（所有権移転）、農地の所在：太子町岩見構■■■■■、登記地目：畑、現況地目：畑、面積：5.77㎡、譲受人：■■■■■、譲渡人：■■■■■となっております。

譲受人は太子町内で、自作地86㎡の農地で野菜を耕作されています。耕作機械については、トラクター、耕耘機を各1台確保されています。また年間従事日数についても、150日従事されていることを確認しています。

事務局からの説明は以上となります。

議長 担当委員は説明をお願いします。

塚原委員 石海岩見構下の塚原です。申請地は、石海保育園より西に260m、網干総合車両基地からすると、南に250m位置しております。

譲渡人の■■■■■さんは現在76歳で1人暮らしです。ご高齢になられ、今後、申請地を所有し続け、管理していくことが難しいため、隣地で畑を耕作している■■■■■さんを譲受人として今回の申請に至ったとのことでした。

譲受人の■■■■■さんは岩見の里営農組合の前組合長であり、1,235㎡の田と86㎡の畑を所有されております。

耕作機械についてもトラクター、耕耘機を確保しております。

申請地は、5.77 m²と狭隘なため、柿などの果樹を植える予定とのことです。

以上のことから、本案件について、何ら問題ないと思われますので、ご審議をお願いします。

議 長 ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 この案件について、許可することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、許可すると決定します。
次の案件について審議します。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：46、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法5条申請（所有権移転）、農地の所在：太子町鳩 [REDACTED]、登記地目：畑、現況地目：畑、面積：356 m²、譲受人：[REDACTED]、譲渡人：[REDACTED]、転用目的：進入路並びに露天駐車場用敷地となっています。

申請地はおおむね10ha以上の規模の一団の農地のため、第1種農地と判定される見込みですが、既存施設の敷地面積の2分の1を超えない場合の転用については、例外的に認められています。なお、転用目的が露店駐車場用地であるため、都市計画法等の手続きは不要です。事務局からの説明は以上となります。

議 長 担当委員は説明をお願いします。

北川委員 申請地は斑鳩地区の北側でございます。譲受人の [REDACTED] さんは、[REDACTED] を50年あまり営んでおられます。元々、[REDACTED] を従業員駐車場として借りておりましたが、昨年、移転せざるを得なくなり、現在は佐用岡の自宅の隣の土地を事務所兼車両駐車場として利用されています。

しかし、進入路が狭い点、手狭になってしまった敷地を拡張したいと願っておられました。そこへ、現在畑をしておられる [REDACTED] さんから、高齢のため今後、申請地を所有し続け管理していくことが難しいため、譲受人に相談され、今回の申請に至りました。農地転用に関して対象地が市街化調整区域になりますので、農業委員会の許可と県への申請が求められます。

以上のことから、本案件について、宜しくご審議をお願いします。

議 長 ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

松本委員 既存施設に隣接している土地でなければ、農地転用が認められないのか、離れてはいけないのか。

事務局 原則、隣接土地で既存施設と一体利用することが条件となっています。

議 長 他に質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 この案件について、兵庫県に進達することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、兵庫県に進達すると決定します。
以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了しました。
これをもちまして、第6回太子町農業委員会総会を閉会します。

太子町農業委員会会議規則第 13 条 2 の規定により署名する。

太子町農業委員会

議 長
(会 長)

前田俊春

議事録署名委員
(12 番長谷川秀人委員)

長谷川秀人

議事録署名委員
(13 番松本雅邦委員)

松本雅邦